

稲城市の路上等喫煙禁止区域マップ

～たばこを吸う人も吸わない人も共存できるまちづくりに向けて～



稲城市では、公共の場での喫煙の規制・適正化を進めています。「稲城市路上等喫煙の制限に関する条例」の違反者には**過料2,000円**が科せられます。



稲城市路上等喫煙の制限に関する条例

(平成30年4月1日施行)

路上等喫煙禁止区域内での路上等喫煙は禁止です。令和2年4月1日から条例違反者には**2,000円の過料**が科せられます。

- ▶ 立止まっでの喫煙行為
- ▶ 座りながらの喫煙行為
- ▶ 歩きタバコ
- ▶ 自転車やバイク等に乗りながらの喫煙行為



市内全域でも、歩行喫煙や周囲に人がいる状況での路上等喫煙は行わないよう努めてください。また、まちの美化にもご協力ください。

※稲城市では平成12年に市民の手で「稲城市まちをきれいにする市民条例」が定められ、たばこの吸い殻を含むごみのポイ捨てや犬の糞の放置等が禁止されています。

(参考)

健康増進法や東京都の受動喫煙防止条例により、施設等の喫煙規制について定められています。



路上等喫煙の規制に関すること

▶ 稲城市都市環境整備部生活環境課 ☎042-378-2111

施設等の喫煙規制に関すること

▶ 稲城市福祉部健康課 ☎042-378-3421

発行日 令和3年4月

路上等喫煙禁止区域

市内各駅の半径300m以内の市が管理する道路や公園のほか、若葉台駅周辺の道路を路上等喫煙禁止区域として指定しています。

下図凡例 路上等喫煙禁止の場所：■道路 ■公園

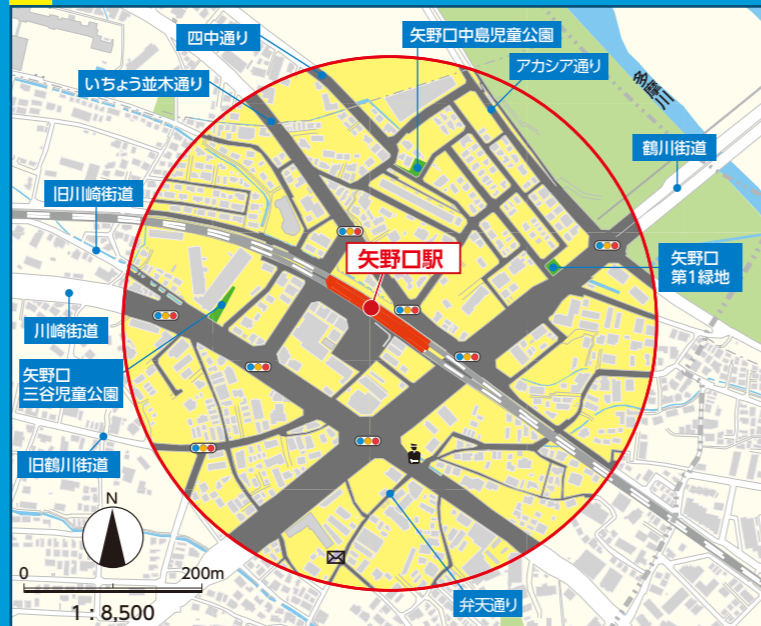
A 南多摩駅周辺



B 稲城長沼駅周辺



C 矢野口駅周辺



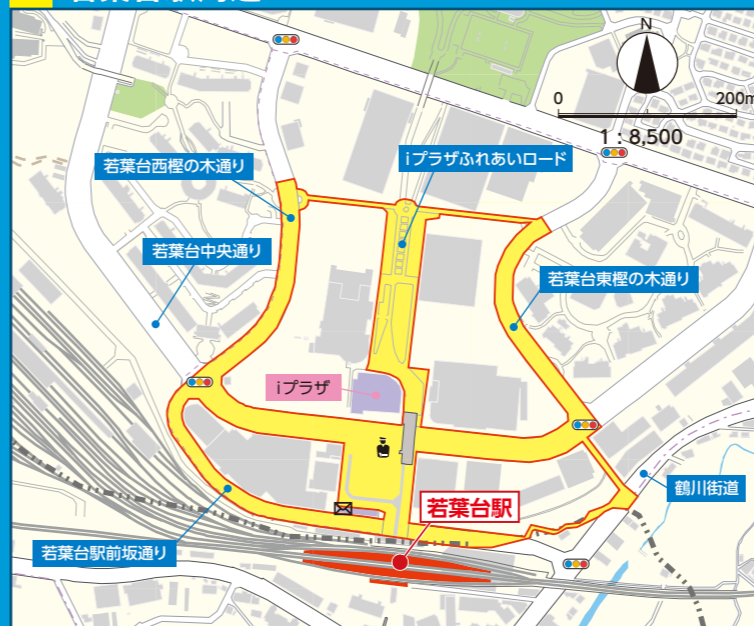
D 京王よみうりランド駅周辺



E 稲城駅周辺



F 若葉台駅周辺



路上等喫煙禁止 No smoking on the street

路上等喫煙禁止区域内での路上等喫煙行為は禁止されています。

「稲城市路上等喫煙の制限に関する条例」(平成30年4月1日施行)

に基づき、令和2年4月1日より、違反した場合には、

過料2,000円が適用されます。

Those in violation will be fined 2,000 yen

Los infractores serán multados con 2,000 yen

No caso de violação, pagar multa de 2,000 yen

위반자는 벌금 2,000 엔이 부과됩니다

違者將被罰款2,000日幣



1

禁止区域内の路上等喫煙は禁止です。



2

禁止区域内では、指導員が巡回し、違反者に指導します。



3

違反者には、過料2,000円が科せられます。

稲城市路上等喫煙の制限に関する条例サポーター制度

路上等喫煙の防止に向けて、ご協力いただける市民等のサポーターを募集します。



対象

市内在住・在勤・在学の方、または団体など

活動内容

自宅などの敷地内への啓発物の設置、路上等喫煙防止に向けたキャンペーンなどの市のイベントへの参加など



サポーターへの支援

- ・認定証をお配りします。
- ・啓発物をご提供します(ポスター、パネルなど)。
- ・イベント情報等をお送りします。
- ・サポーター活動実績などを市から広報します(希望者対象)。

申請方法

申請書を下記担当にご提出ください。



担当

稲城市生活環境課環境保全係 ▶ ☎042-378-2111